

野々市市内の応急仮設住宅等に入居された方へ

生活家電を購入される方への給付金のお知らせ

災害救助法の対象とならない生活必需品の給与について

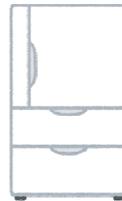
令和6年能登半島地震の被災者で、野々市市内の賃貸型応急住宅等に入居された方に対して、生活家電購入費の給付を行います。

1. 対象者

- ・野々市市内の賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に入居する世帯
- ・被災者で野々市市内の市営住宅または県営住宅の供与を受けている世帯

2. 対象家電

- ・洗濯機
- ・冷蔵庫
- ・テレビ



3. 給付金額

家電1点につき6万円（消費税を含む）を上限とし、1戸あたり総額13万円（送料・設置料・消費税を含む）を上限とする。

4. 請求方法

次の書類を野々市市役所窓口（**建築住宅課 227-6087**）まで提出してください。

- 賃貸型応急住宅等入居者生活家電給付請求書
- 委任状（代理の方が書類を提出する場合）
※申請者は、賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）等の入居の契約者本人となります。
※書式は窓口にも用意しておりますので、受付の際にご記入いただけます。
- 賃貸型応急住宅三者契約書又は入居者決定通知書（写し）
- 市営・県営住宅の場合は、行政財産使用許可書（写し）
- 請求者本人が確認できる書類（運転免許証の写しなど）
- 申請書本人もしくは申請者と同居している者の名前及び購入した家電の内訳が分かる領収書等（写し）
- 受取口座を確認できる書類（通帳の写しなど）



5. その他

- ・請求後、野々市市より指定の受取口座へ入金します。

市ホームページ

【本制度の問い合わせ先】

野々市市 総務課 防災安全係 227-6051